

## 令和7年度 新潟市農業委員会事業計画

### 1 事業方針

○平成28年4月施行の改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化（担い手への農地集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の確保）が農業委員会の必須業務に位置付けられました。また、この新たな業務に伴い農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が設置され、農地の貸借・売買や農地転用に係る許可などの法令業務のほか、農業委員会は、農業委員と推進委員とが連携し、農地等の利用の最適化の推進に取り組むこととなりました。

○そのため、農業委員会は、市策定の農業構想を参考に、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進の方法について、「農地等の利用の最適化に関する指針」を定め、推進委員の意見を聴きながら、「最適化活動の目標の設定等」を策定します。

○主な活動としては、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、令和7年3月に新潟市が策定したことから、引き続き、地域での農業者等の話合いの調整・推進を、関係機関と役割分担をして実施し、担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、農地パトロール等を実施し、区域内の全ての農地の状況を調査し、違反転用の発生防止・早期是正を図るほか、遊休農地所有者等に利用意向等の確認を行い、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の斡旋や利用関係の調整を進めることにより、遊休農地の発生防止と解消を推進します。

○また、新規農業者参入の促進のため、関係機関と連携し、各種補助制度や有利な融資制度を活用し、青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起しを行うため、就農候補地を斡旋するなど、農地所有者との架け橋となるよう親身な支援活動を実施します。

○引き続き、農業委員会と関係機関が連携を強化し事業を進めるとともに運営状況を検証し、より効率的な体制構築に向け、関係機関と協議を進めるほか、必要に応じて関係行政機関や関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する新たな施策や施策の改善について、意見の提出を行います。

## 2 事業計画

- (1) 6 事務所を設置する農業委員会が円滑に運営されるよう、各事務所間の連携・調整を図るとともに、農業委員と推進委員の密接な連携のもと、業務を進めます。

### 【主な取組】

- 役員会の開催
- 市長との懇談会など関係行政機関等に対する意見を提出する場の開催
- 局内会議の開催
- 農業委員・推進委員の研修会の開催
- 効率的な体制構築に必要な関係機関との協議の実施

- (2) 担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、新規就農者の確保に努めます。

### 【主な取組】

- 「地域計画」に基づく農地中間管理機構と連携した農地の担い手への集積・集約
- 新規就農者への農地情報等の提供や就農候補地の斡旋

- (3) 遊休農地の発生防止・解消を図ります。

### 【主な取組】

- 農地利用状況調査の実施
- 農地パトロールの実施
- 遊休農地所有者等への是正指導
- 農地利用意向調査の実施
- 違反転用の発生防止と早期発見・是正

- (4) 法令業務の適正実施及び透明性の確保を図ります。

### 【主な取組】

- 農地法に基づく事務処理の適正実施
- 総会議事録公表
- 農業委員会「最適化活動の目標の設定等」の公表
- 農業委員会だより発行

- (5) その他

- 農業者年金の加入促進

- 女性農業者の育成
- 農地台帳システムの適切な維持・管理

### 3 会議の開催

○農業委員会の所掌事務を処理するとともに委員会の運営並びに業務の円滑化を図るため、次の諸会議を開催します。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 総会    |             |
| 定例総会      | 月 1 回       |
| 定期総会      | 年 1 回       |
| 臨時総会      | 必要に応じ開催する   |
| (2) 役員会   | 必要に応じ開催する   |
| (3) 部会    |             |
| 農地部会      | 必要に応じ開催する   |
| 農政振興部会    | 必要に応じ開催する   |
| 地区部会      | 事務所ごとに月 1 回 |
| (4) 調査委員会 | 事務所ごとに月 1 回 |
| (5) 代表者会議 | 必要に応じ開催する   |
| (6) その他会議 | 必要に応じ開催する   |